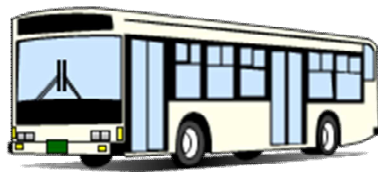


運転免許証の自主返納者に 公共交通機関利用券を 交付します！



(イラストはイメージです)

運転免許証返納者に公共交通機関の利用機会を提供し、また生活移動手段の一助とするため、利用券6,000円分(100円券×60枚綴り)を1回に限り交付します。

利用できる公共交通機関

秩父鉄道、西武観光バス、秩父タクシー協会所属のタクシー、秩父市営バス、皆野町営バス、小鹿野町営バス

利用券を受け取るには…

運転免許証返納時に警察署または運転免許センターから発行される「申請による運転免許の取消通知書」と返却された「穴の開いた運転免許証」を持参し、裏面問い合わせ先に記載されたそれぞれお住いの担当窓口にて手続きしてください。

使用方法

※西武鉄道、横瀬町ブコーさん号は利用できません

●秩父鉄道

(西武鉄道は取り扱い検討中)

各駅の窓口にて、目的地までの普通乗車券を購入し、必要金額分の利用券をご利用ください。

なお、無人の場合は着駅の清算時にご利用ください。

●西武観光バス

西武秩父駅前にある秩父営業所にて、バス回数券購入時に、必要金額分の利用券をご利用ください。

(裏面に続く)

●秩父タクシー協会所属のタクシー

料金支払い時に利用券と現金を併せてご利用ください。

●秩父市営バス

料金支払い時に利用券をご利用ください。

●皆野町営バス、小鹿野町営バス

バス回数券購入時に、必要金額分の利用券をご利用ください。

・購入場所：皆野町営バス（皆野町役場総務課）

小鹿野町営バス（小鹿野町役場両神庁舎おもてなし課）

注意事項

- ・利用券は、運転免許証を自主返納された方に対して1回限り交付します。
- ・利用券は、交付を受けた本人のみが使用するものとし、第三者に貸与、譲渡できません。
- ・利用券に記載された有効期限内にご利用ください。
- ・利用の際は、おつりは出ません。
- ・利用券の再発行はできません。
- ・次のいずれかに該当すると認められた場合は、利用券の交付決定を取り消し、またはすでに交付した利用券の全部もしくは一部返還を命じます。
 - ①秩父地域（1市4町）外へ転出し、または死亡したとき。
 - ②運転免許証の再取得を行ったとき。
 - ③偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたとき。
 - ④利用券の交付決定の内容に違反したとき。

問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

- 秩父市役所 市民生活課 ☎26-1133
- 横瀬町役場 まち経営課 ☎25-0112
- 皆野町役場 総務課 ☎62-1231
- 長瀬町役場 企画財政課 ☎66-3111
- 小鹿野町役場 総合政策課 ☎75-1238

定住自立圏とは…



全国的に人口減少や少子高齢化が見込まれていますが、周辺の市や町が協力して行政サービスを行うことにより、安心して暮らせる地域をつくる政策です。

生活に必要な医療や雇用、交通などの機能を、市や町が役割分担しながら支えていくことで安心して住み続けていける地域づくりを目指します。